

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和7年5月9日 午前9時から

令和7年5月15日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和7年5月27日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和7年5月9日 午前9時から

令和7年6月11日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和7年5月9日 午前9時から

令和7年5月28日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和7年6月3日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和7年6月10日 午前9時から午後6時まで

令和7年6月11日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和7年6月12日 午後2時30分

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、92,906,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、77,104,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

- (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

- (2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

- （４）入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- （５）１から１９までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、１から１９までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 ６１１－８５０１
所在地 京都府宇治市宇治琵琶３番地
電話番号 ０７７４－２０－８７１６
ＦＡＸ番号 ０７７４－２０－８７７８

（揭示済）

宇治市公告第２８号

防災行政無線整備工事に係る一般競争入札について

防災行政無線整備工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、「週休２日制工事」として、月単位の週休２日に取り組む工事です。

令和７年５月９日

宇治市長 松村 淳子

１ 入札に付する事項

- （１）工 事 名 防災行政無線整備工事
（２）工事場所 宇治市内
（３）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○防災行政無線整備工事

総務省の定める「市町村デジタル防災無線通信システム」規格等に基づき、６０ＭＨｚ帯の電波を利用した防災行政無線の親局・子局及び戸別受信機、４００ＭＨｚ帯の地域振興波設備の設置、移動系設備のＩＰ無線等の整備工事を行う。なお、既設移動系防災行政無線設備等の撤去を含む。

- ① 同報系親局設備 １基
② 同報系再送信子局設備 １基
③ 同報系屋外拡声子局設備 ４０基
④ 移動系防災無線更新 １５４機
⑤ 戸別受信機整備 ２，０００機

（４）工 種 電気通信工事

（５）工事期間 契約日から令和８年３月１７日まで ２５４日間

（６）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

２ 入札に参加する者に必要な資格

単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

Ⅰ 単体企業の場合

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。
- （２）宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （３）４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていな

いこと。

- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を電気通信工事業について受けている単体企業であること。

（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における電気通信の総合評定値（Ｐ）が１，３００点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（８）電波法第２４条の２第１項の規定による登録検査等事業者の登録を受けていること。

（９）６０ＭＨｚ帯デジタル同報系防災行政無線システム（ＱＰＳＫ方式）の新設又は更新工事の施工実績（元請、過去１０年以内及び請負金額４億円（共同企業体については、出資比率に応じて算出した金額であること。）以上のものに限る。）を有していること。

（１０）移動系システム又は消防署活系設備整備工事の施工実績（元請及び過去１０年以内のものに限る。）を有していること。

（１１）電波法及び電波法施行規則等に定める６０ＭＨｚ帯のデジタル無線実験試験局の免許を自社で保有していること。

（１２）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（１３）以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
③ 営業所技術者の場合は、建設業法第２６条の５に定める要件を満たしていること。

（１４）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
② 営業所技術者以外の者であること。

Ⅱ 共同企業体の場合

（１）共同企業体の要件

- ① 構成員の数は、２者とする。その内訳は、（２）に定める要件を満たす共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表者」という。）及び代表者以外の構成員（以下「その他構成員」という。）であること。
② 自主結成された共同企業体であること。
③ 全ての構成員の出資比率が３０パーセント以上であること。

（２）構成員の資格要件

共同企業体を結成した代表者及びその他構成員が次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。
② 宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
③ ４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治

市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- ⑤ 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を電気通信工業業について受けている単体企業であること。
- ⑦ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- ⑧ 代表者は以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を、その他構成員は以下の全ての条件を満たす監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- b) 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- c) 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。
- ⑨ 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- b) 営業所技術者以外の者であること。
- ⑩ 代表者が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における電気通信の総合評価値（P）が1、100点以上であること。
- なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- ⑪ 代表者が電波法第24条の2第1項の規定による登録検査等事業者の登録を受けていること。
- ⑫ 代表者が60MHz帯デジタル同報系防災行政無線システム（QPSK方式）の新設又は更新工事の施工実績（元請、過去10年以内及び請負金額4億円（共同企業体については、出資比率に応じて算出した金額であること。）以上のものに限る。）を有していること。
- ⑬ 代表者が移動系システム又は消防署活系設備整備工事の施工実績（元請及び過去10年以内のものに限る。）を有していること。
- ⑭ 代表者が電波法及び電波法施行規則等に定める60MHz帯のデジタル無線実験試験局の免許を自社で保有していること。
- ⑮ 代表者が構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員の中で最大であること。
- ⑯ その他構成員が宇治市内に本店を有していること。
- ⑰ その他構成員が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における電気通信の総合評価値（P）が700点以上であること。
- なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- ⑱ その他構成員が「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

（3）共同企業体の協定方式

協定方式の参考として「特定建設工事共同企業体協定書」を示すが、類似の協定方式でもよい。

（4）認定資格の有効期限

共同企業体の有効期間は、本工事の完成の日後3か月以上経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3 入札参加資格の確認

（1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 施工実績調書1（共同企業体は代表者のもの）
- ② 施工実績調書2（共同企業体は代表者のもの）
- ③ 電波法第24条の2第1項の登録検査等事業者登録を証する書類の写し（共同企業体は代表者のもの）
- ④ 60MHz帯のデジタル無線実験試験局の免許の自社保有を証する書類の写し（共同企業体は代表者のもの）
- ⑤ 建設業の許可を証する書類の写し（共同企業体は代表者及びその他構成員共に提出すること）
- ⑥ 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し（共同企業体は代表者及びその他構成員共に提出すること）
- ⑦ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（共同企業体のみ提出すること）
- ⑧ 委任状の写し（共同企業体のみ提出すること）

（3）提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

（1）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

② 配布期間

令和7年5月9日 午前9時から

令和7年5月21日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（2）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和7年5月9日 午前9時から

令和7年5月21日 午後2時まで

（3）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和7年5月27日に電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (4) その他
 - ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された確認申請書等は返却しない。
 - ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

- (1) 入手方法
入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- (2) 配布期間
令和7年5月9日 午前9時から
令和7年6月4日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

- (1) 提出方法
設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。
- (2) 提出先
質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
FAX番号：0774-20-8778
- (3) 質疑の受付期間
令和7年5月9日 午前9時から
令和7年5月28日 正午まで
- (4) 回答
回答については、令和7年5月30日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

- (1) 入札期間
令和7年6月3日 午前9時から午後6時まで
令和7年6月4日 午前9時から午後2時まで
- (2) 予定価格の公表
令和7年6月4日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。
- (3) 予定価格に関する質疑の受付期間
予定価格を公表した時から
令和7年6月6日 正午まで
予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。
- (4) 回答
予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。
- (5) 開札日時
予定価格に関する質疑がない時 令和7年6月9日 午前9時
予定価格に関する質疑がある時 令和7年6月12日 午前9時

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式

による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ α 値）は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和7年7月7日を本契約予定日とし、工期については、令和8年3月17日までとしているが、変更する場合があるため、注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

- (1) 前払金
前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。
- (2) 部分払
部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

- （３）入札辞退者に不利益を課すことはない。
- （４）入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- （５）１から１９までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、１から１９までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 ６１１－８５０１
所在地 京都府宇治市宇治琵琶３番地
電話番号 ０７７４－２０－８７１６
ＦＡＸ番号 ０７７４－２０－８７７８

（揭示済）

教育委員会

宇治市教育委員会告示第７号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１４条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和７年５月７日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

開会日時 令和７年５月８日 午後５時００分

開会場所 宇治市役所６０１会議室

- 付議事項 １ 会議録署名委員の指名について
２ 教職員人事について

（揭示済）